CHECK! 申告フローチャート
所得税または町・県民税の申告が必要・不要？

スタート

令和9年1月1日現在の住所は箱根町ですか？

はい

令和8年中（令和8年1月1日～12月31日）にどんな収入がありましたか？

- ○青色申告の事業収入
- ○住宅ローン控除（初年度）を受ける方
- ○土地・建物を売却（譲渡）した方
- ○株式などの譲渡所得があった方
- ○上場株式の配当所得があった方
- ○先物取引の雑所得があった方
- ○準確定申告の方

→ A

- ○収入の無い方
- ○非課税の収入（障害年金や遺族年金など）のみがある方

→ B

- ○主に**年金収入**
 - ●公的年金等収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下である方 → C
 - ●公的年金等収入が400万円を超えている方
 - ●年金以外の所得が20万円を超えている方
 ※年金収入金額に関わらず
 - ●医療費や扶養など各種控除を追加、変更する方

 → D
- ○主に**給与収入**
 - ● 2 か所以上からの給与がある方
 - ●年末調整をしていない方
 - ●給与収入が2,000万円を超える方
 - ●給与収入以外の所得が20万円を超える方
 ※給与収入に関わらず
 - ●医療費控除などの控除を追加、変更する方

 → D
- ○白色申告の事業収入
 農業・営業・不動産など
- ○一時所得
 （生命保険の満期金など）
- ○雑所得
 （個人年金など）

→ D

いいえ

令和9年1月1日現在住所があった市区町村へ問い合わせてください

判定結果　このフローチャートは目安です。内容によっては申告方法が異なる場合があります。

A	**小田原税務署で確定申告**	添付書類の審査などがあるため、役場ではなく、小田原税務署で申告をお願いします。
B	**役場で町・県民税の申告**	町内在住の親族の税法上の扶養になっている場合は申告不要です。
C	**役場で町・県民税の申告**	確定申告が必要になる場合があります。
D	**役場または小田原税務署で確定申告**	所得税の算出結果などによっては、確定申告不要となる場合がありますが、町・県民税の申告は必要となります。